(別記様式第1号)

計画作成年度	平成27年度
計画主体	七ヶ宿町

七ヶ宿町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名:七ヶ宿町農林建設課

所 在 地:宮城県刈田郡七ヶ宿町字関126 電 話 番 号:0224-37-2113 F A X 番号:0224-37-2577

メールアドレス: shichi22@town.shichikashuku.miyagi.jp

1.対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	平成27年度~平成29年度
対象地域	宮城県 七ヶ宿町

2 . 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成26年度)

		被害の現状	
鳥獣の種類			
ハッロハマン「王八六	品目	被害金額	被害面積
ニホンザル	水稲	105 万円	1.00 ha
	豆類(大豆、小豆)	4 万円	0.06 ha
	野菜(大根、かぼちゃ外)	42 万円	0.30 ha
	果樹(桃、栗、ぶどう)	119 万円	0.30 ha
	いも類(馬鈴薯)	7 万円	0.06 ha
	スイートコーン	6 万円	0.08 ha
	そば	43 万円	4.10 ha
小	計	326 万円	5.90 ha
イノシシ	水稲	115 万円	1.10 ha
	牧草	39 万円	0.80 ha
/]\	計	154 万円	1.90 ha
ツキノワグマ	野菜(だいこん)	1 万円	0.01 ha
	果樹(桃)	38 万円	0.10 ha
小計		39 万円	0.11 ha
合	計	519 万円	7.91 ha

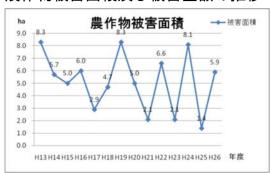
(2)被害の傾向

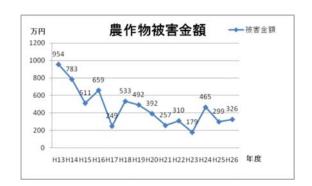
ニホンザルは、町内全域において群れを形成し生息している。被害の傾向にあたっては、農作物全般において被害をもたらしているが、特に水稲と果樹類の被害が多く6月から11月の生育期から収穫期にわたり被害が発生している。生息数及び群れの数も増加傾向にある。

ニホンザル生息数及び群れの推移



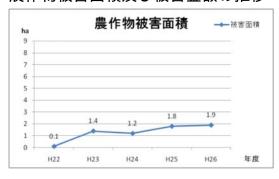
農作物被害面積及び被害金額の推移

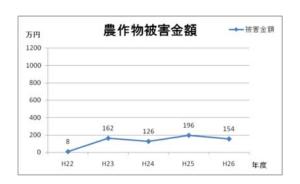




平成19年度頃よりイノシシの目撃情報が発生し始め、平成22年度には町内全域において被害が発生するようになった。また、平成23年度には目撃情報も多発し、被害も水稲及びいも類を中心に拡大していった。また、生息数も増加傾向にある。

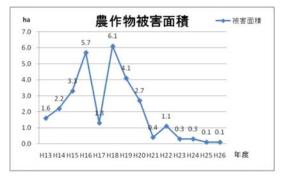
農作物被害面積及び被害金額の推移

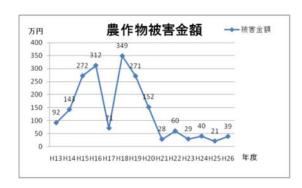




ツキノワグマの被害は町内全域において発生している。特に果樹園周辺において は、収穫期に向け被害が増加する傾向が見受けられる。また、被害面積及び金額の 減少は、デントコーンの作付け面積の減少によるものである。

農作物被害面積及び被害金額の推移





(3)被害の軽減目標

ニホンザル

指 標	現状値(平成26年度)	目標値(平成29年度)
被害金額	3 2 6 万円	2 9 3 万円
被害面積	5 . 9 ha	5 . 3 ha

イノシシ

指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成29年度)
被害金額	154万円	1 3 9 万円
被害面積	1 . 9 ha	1 . 7 ha

ツキノワグマ

指標	現状値(平成26年度)	目標値(平成29年度)
被害金額	3 9 万円	3 5 万円
被害面積	0 . 1 ha	0 . 1 ha

(4)従来講じてきた被害防止対策

, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	こに成日的土の米	
	近年の被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・鳥獣保護法に基づく有害鳥 獣捕獲 ・追い払いパトロールの実施 ・サルやイノシシ、ツキノワ グマの捕獲檻、ワナ等の製 作や購入 ・追い払い用花火の配布 ・追い払い用無線機の貸出	議 超 ・捕獲体制についてきたが、 質により行われてきたが、 質によりででは、 が発生しているはしているはいででででは、 を一では、 が発生を用いながのでは、 でのののはでは、 でのののはですがですがですがですがでいる。 ・農作がののはがですがでいる。 ・農ののがでいまがですができまりでは、 がでいるがでする。 ・農いがいるがですができまりでは、 ががでいるがでする。 ・地のでは、 がいるがいなができまりでは、 がいるがでする。 ・地のでは、 がいるが、 がいるが、 がいるが、 がいるが、 がいるが、 がいるが、 がいるが、 がいるが、 がいるが、 がいるが、 がいるが、 がいるが、 がいる。 ・追いより、 関れがいる。 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・過れが、 ・一のでは、 ・のでは、
防護柵の設置等に関する取組	・電気柵及び防護柵に対し補助を実施・電気柵講習会の実施	・電気柵の設置により一定の被害対策が図られているものの、適切な維持管理が行わなけれず被害が未然に防げていない。 ・補助の制度の周知が町内に行き届いていない。

(5)今後の取組方針

ニホンザルやイノシシ、ツキノワグマによる農作物被害は、農業生産活動の重大な阻害要因となっており、農業者の生産意欲の減退、耕作放棄地の増加、地域の農業振興にも悪影響を及ぼしている。このため、被害対策に対する住民の要望又は期待が多く、住民ともに以下の事項について積極的に被害対策を推進していく。

- ・地域自主防除体制への支援
- ・電波発信機の電波情報を活用し、銃器及び花火を使用した効果的な追い上げ、 捕獲の実施
- ・電気柵設置の普及拡大
- ・防除施設への助成
- ・電波発信機の装着
- ・個体数及び誘導域の調査
- ・誘引要因除去の指導及び啓発
- ・被害を受けにくい農作物の作付誘導や栽培管理の指導
- ・農地周辺の里山管理の啓発や助言
- ・接近警報システムを活用した効果的な追い上げの実施
- ・農林業者自身による狩猟免許の習得支援
- ・狩猟免許取得推進事業の実施
- ・広域連携を活かした追い払いの実施

3.対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

七ヶ宿町農作物有害鳥獣対策協議会	・野生鳥獣による農林作物等被害調査・鳥獣 被害対策実施隊への捕獲依頼
七ヶ宿町鳥獣被害対策実施隊	・捕獲依頼に基づく捕獲活動の実施 ・追い払いの実施

(2)その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
		・電波発信機の電波情報を活用し、銃器及び花火を
平成27年度		併用した効果的な追い払い、捕獲の実施
~	ニホンザル	・電波発信機の装着
平成29年度		・個体数及び誘導域の調査
		・捕獲用檻、捕獲用ワナの導入
平成27年度		・有害捕獲の実施
~	イノシシ	・捕獲用檻、捕獲用ワナの購入
平成29年度		
平成27年度		・有害捕獲の実施
~	ツキノワグマ	・捕獲用檻、捕獲用ワナの購入
平成29年度		

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

ニホンザルの生息状況調査及び個体数調整におけるモニタリング調査による生息 数の推定を行う。

また、ニホンザル、イノシシ及びツキノワグマの地域的な被害状況及び捕獲実施 区域の現状を考慮し捕獲計画数を設定する。

「第三期宮城県ニホンザル保護管理計画」により毎年度作成するニホンザル保護管理実施計画との整合性を図るものとする。

「第二期宮城県イノシシ保護管理計画」により毎年度作成するイノシシ保護管理実施計画との整合性を図るものとする。

「第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画」により毎年度作成するツキノワグマ保護管理実施計画との整合性を図るものとする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度
ニホンザル	100頭	100頭	100頭
イノシシ	5 0 頭	5 0 頭	5 0 頭
ツキノワグマ	5 頭	5 頭	5 頭

但し、ツキノワグマについては、被害対策を実施していても農作物被害が軽減されない場合や、人的被害が懸念される場合においてのみ捕獲を実施する

捕獲等の取組内容

銃器及び箱ワナを使用し、捕獲・追い払いを実施する。また、効率的な捕獲、追い払いを行うため電波発信機を有効活用し、ワナの増設をしていく。

(4)許可権限委譲事項

なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ニホンザル	金網柵及び電気柵	金網柵及び電気柵	金網柵及び電気柵
及び			
イノシシ	3,000 m	2,000 m	2,000 m

(2)その他被害防止に関する取組

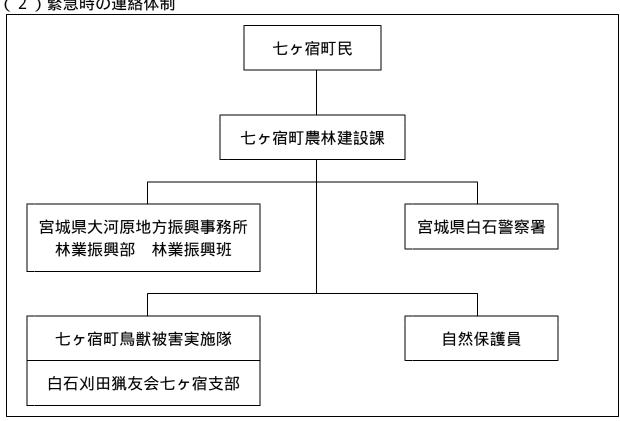
年度	対象鳥獣	取組内容
		・地域自主防除体制への支援
		・電気柵設置の普及拡大
平成27年度		・防除施設への助成
~	ニホンザル	・誘引要因除去の指導及び啓発
平成29年度		・被害を受けにくい農作物の作付誘導や栽培管理の
		指導
		・農地周辺の里山管理の啓発や助言
		・地域自主防除体制への支援
		・電気柵設置の普及拡大
平成27年度		・防除施設への助成
~	イノシシ	・誘引要因除去の指導及び啓発
平成29年度		・被害を受けにくい農作物の作付誘導や栽培管理の
		指導
		・農地周辺の里山管理の啓発や助言
		・地域自主防除体制への支援
		・電気柵設置の普及拡大
平成27年度		・防除施設への助成
~	ツキノワグマ	・誘引要因除去の指導及び啓発
平成29年度		・被害を受けにくい農作物の作付誘導や栽培管理の
		指導
		・農地周辺の里山管理の啓発や助言

5.対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれが ある場合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
宮城県大河原地方振興事務所	緊急時における緊急口頭許可
宮城県白石警察署	緊急時における職務執行法による発砲許可
七ヶ宿町	緊急時における連絡調整及び処理全般
七ヶ宿町鳥獣被害対策実施隊	緊急時における対象鳥獣処理
白石刈田猟友会七ヶ宿支部	緊急時における対象鳥獣処理
自然保護員	緊急時における現地立会

(2)緊急時の連絡体制



6.被害防止施策の実施体制に関する事項

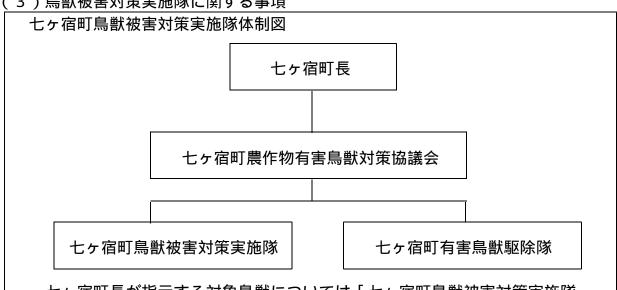
(1)被害防止対策協議会に関する事項

構成員の名称	役割
七ヶ宿町	事務局、被害対策全般
みやぎ仙南農業協同組合	被害対策に関する助言、被害対策の啓蒙等
宮城県大河原農業改良普及センター	被害対策に関する助言
県南農業共済組合	被害対策に関する助言
七ヶ宿町森林組合	被害対策に関する助言
自然保護員	自然保護等に関する助言
白石刈田猟友会七ヶ宿支部	捕獲許可に基づく捕獲の実施
地区代表者	被害対策に関する助言、地区の集約等

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
	広域的な被害地域のネットワークの充実化に
南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会	より、さらに効率かつ効果的な事業実施(国
	庫事業の活用等)を図る
宮城のサル調査会	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害
	防止対策に関する助言、指導

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項



七ヶ宿町長が指示する対象鳥獣については「七ヶ宿町鳥獣被害対策実施隊」 依頼し、その他の鳥獣に対しては「七ヶ宿町有害鳥獣駆除隊」に依頼する。 但し、ツキノワグマに関しては、この限りではない。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項
(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。
7 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項
 埋葬処理及び自家消費とする
なお、自家消費については放射能測定後基準値以下の場合のみとする。
8.その他被害防止施策の実施に関し必要な事項